

○財務省告示第二百三十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年八月十日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。

平成三十年九月十一日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十
九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-------|------|--|-----|----|------|------|----------|
| 二十 | 十九 | 十八 | 十七 | 十六 | | 十五 | | 十四 | | 十三 | 十二 | | | |
| 払込期日 | 者入札参加 | 払場所 | 元利支 | 償還額 | 償還限 | 後の利子 | 第二期以後 | 初期利子 | | の経過 | 利率 | 入札発行 | 価格競争 | ・別第II参加者 |

年〇・七パーセント
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に追加の第二号に規
 定する期日に払い込むものとす
 る。

$$\frac{\text{償還金額の総額}}{100} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{51}{365}$$

平成三十年十二月二十日を
 期とし、次の算式により算出
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払い期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。

平成三十年六月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成三十年八月十日